

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新							旧																																																																																						
<p>短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>・制度参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>徴収対象者</th> <th>内容</th> <th>徴収基準時</th> <th>課金方法</th> <th>手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座開設金及びシステム接続準備手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム接続準備手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">端末接続料</td> <td rowspan="2">機構加入者・発行者(統合Web端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)</td> <td rowspan="2">継続的な端末接続によるシステム資源利用</td> <td>(月1回)</td> <td>短期社債振替システム業務管理者の1IDごと定額</td> <td>1業務管理者IDにつき5千円/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(月1回)</td> <td>1接続回線ごと定額</td> <td>1接続回線につき1万円/月</td> <td>・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。</td> </tr> <tr> <td>間接口座管理機関定額負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>～ (略)</p> <p>注・発行代理人・支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。</p> <p>附 則 この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。</p>							手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考	口座開設金及びシステム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	システム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	端末接続料	機構加入者・発行者(統合Web端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	短期社債振替システム業務管理者の1IDごと定額	1業務管理者IDにつき5千円/月		(月1回)	1接続回線ごと定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。	間接口座管理機関定額負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>短期社債に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>・制度参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>徴収対象者</th> <th>内容</th> <th>徴収基準時</th> <th>課金方法</th> <th>手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座開設金及びシステム接続準備手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム接続準備手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">端末接続料</td> <td rowspan="2">機構加入者・発行者</td> <td rowspan="2">継続的な端末接続によるシステム資源利用</td> <td>(月1回)</td> <td>1接続回線ごと定額</td> <td>1接続回線につき1万円/月</td> <td>・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>間接口座管理機関定額負担金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>～ (略)</p> <p>注・発行代理人・支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。</p>							手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考	口座開設金及びシステム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	システム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	端末接続料	機構加入者・発行者	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	1接続回線ごと定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	間接口座管理機関定額負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考																																																																																							
口座開設金及びシステム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
システム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
端末接続料	機構加入者・発行者(統合Web端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	短期社債振替システム業務管理者の1IDごと定額	1業務管理者IDにつき5千円/月																																																																																								
			(月1回)	1接続回線ごと定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。																																																																																							
間接口座管理機関定額負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考																																																																																							
口座開設金及びシステム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
システム接続準備手数料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
端末接続料	機構加入者・発行者	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	1接続回線ごと定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。																																																																																							
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																					
間接口座管理機関定額負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							